

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年7月4日

柏市長 殿

提出者

住 所 千葉県柏市柏の葉6-5-1

氏 名 国立研究開発法人
国立がん研究センター東病院
院長 土井 俊彦
電話番号 04-7133-1111

受付

第 6-49 号

-6.7.-4

環境部

産業廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立研究開発法人 国立がん研究センター東病院
事業場の所在地	千葉県柏市柏の葉6-5-1
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療・福祉・病院
② 事業の規模	427床
③ 従業員数	1,734名 (令和6年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1フロー図参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 廃棄物処理対策委員会組織図参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性 廃油	計
	排 出 量	376.400 t	6.370t	0t	4.104t	386.874t
	(これまでに実施した取組) ・ ディスポ製品の使用を適宜見直し、再生使用可能な製品への切替に努めている。 ・ 感染性廃棄物と一般廃棄物との分別の徹底を行っている。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性 廃油	計
	排 出 量	376.400 t	6.370t	0t	4.104t	386.874t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記内容を今後も継続する。					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 鋭利物と固形物・液体物の分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記内容の継続。 ・ 一般廃棄物と産業廃棄物の徹底した分別。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物の特殊性により、再利用を行ったことはない。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も予定なし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自施設にて中間処理を行った実績はない					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も予定なし					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋め立て処分を行ったことはない。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃 油	計
	自ら埋立処分 を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も予定なし					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性廃油	計
	全 処 理 委 託 量	376.400 t	6.370 t	0t	4.104t	386.874t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	376.400 t	6.370 t	0t	4.104t	386.874t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量					
	（これまでに実施した取組） ・中間処理後の残渣等については、できる限り再生利用化を要望した。 ・専用の回収容器については、できる限りリサイクル容器の使用を推進している。 ・環境負荷の少ない製品を積極的に導入してゆく。					

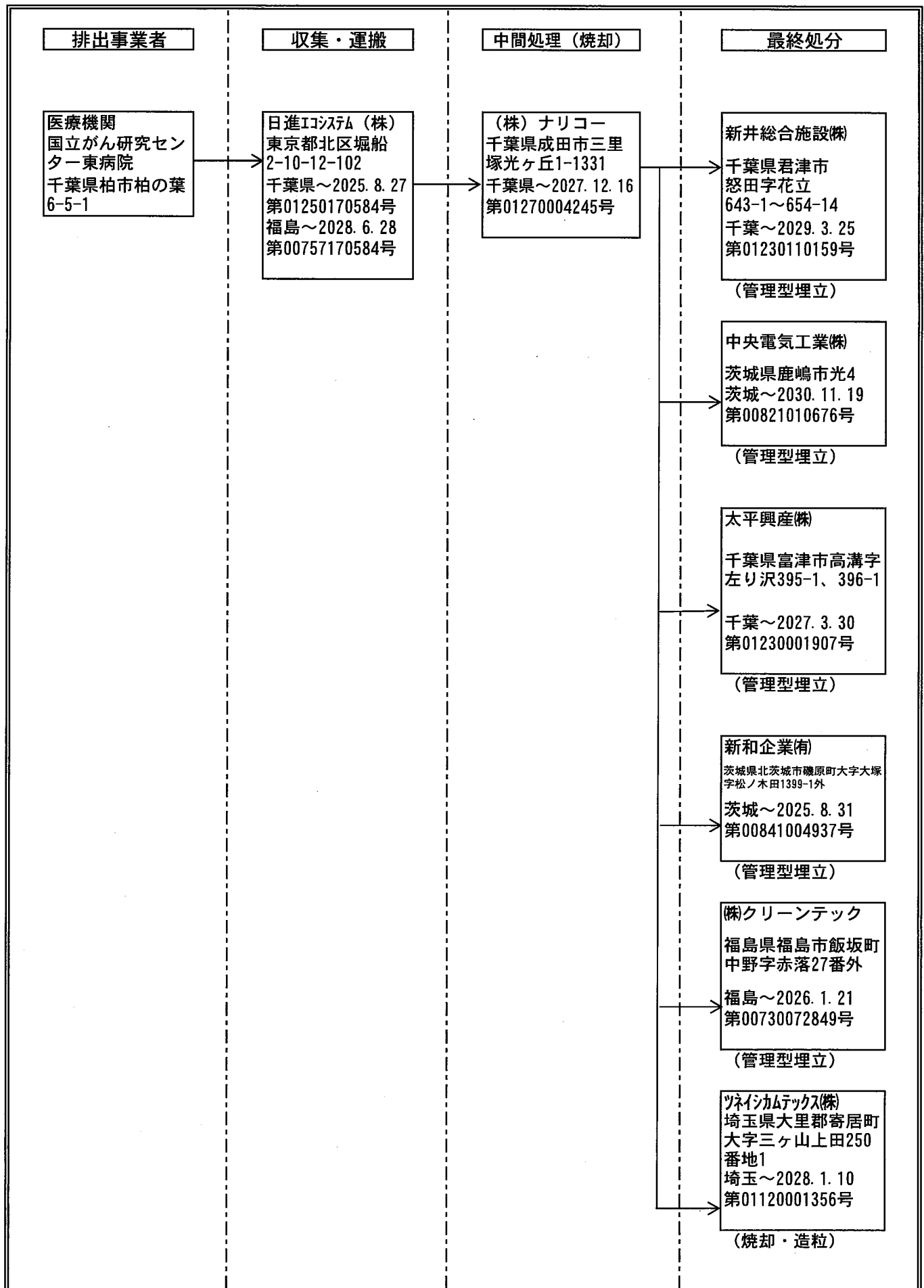
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強 酸	強アルカリ	引火性 廃油	計
	全 処 理 委 託 量	376.400 t	6.370t	0t	4.104t	386.874t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	376.400 t	6.370t	0t	4.104t	386.874t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量					
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記内容の継続 ・ 廃棄物の区分に関する職員の環境意識向上及び分別の徹底					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度実績）					
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		386.874 t			
	(今後実施する予定の取組) 令和2年6月8日電子マニフェスト加入					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

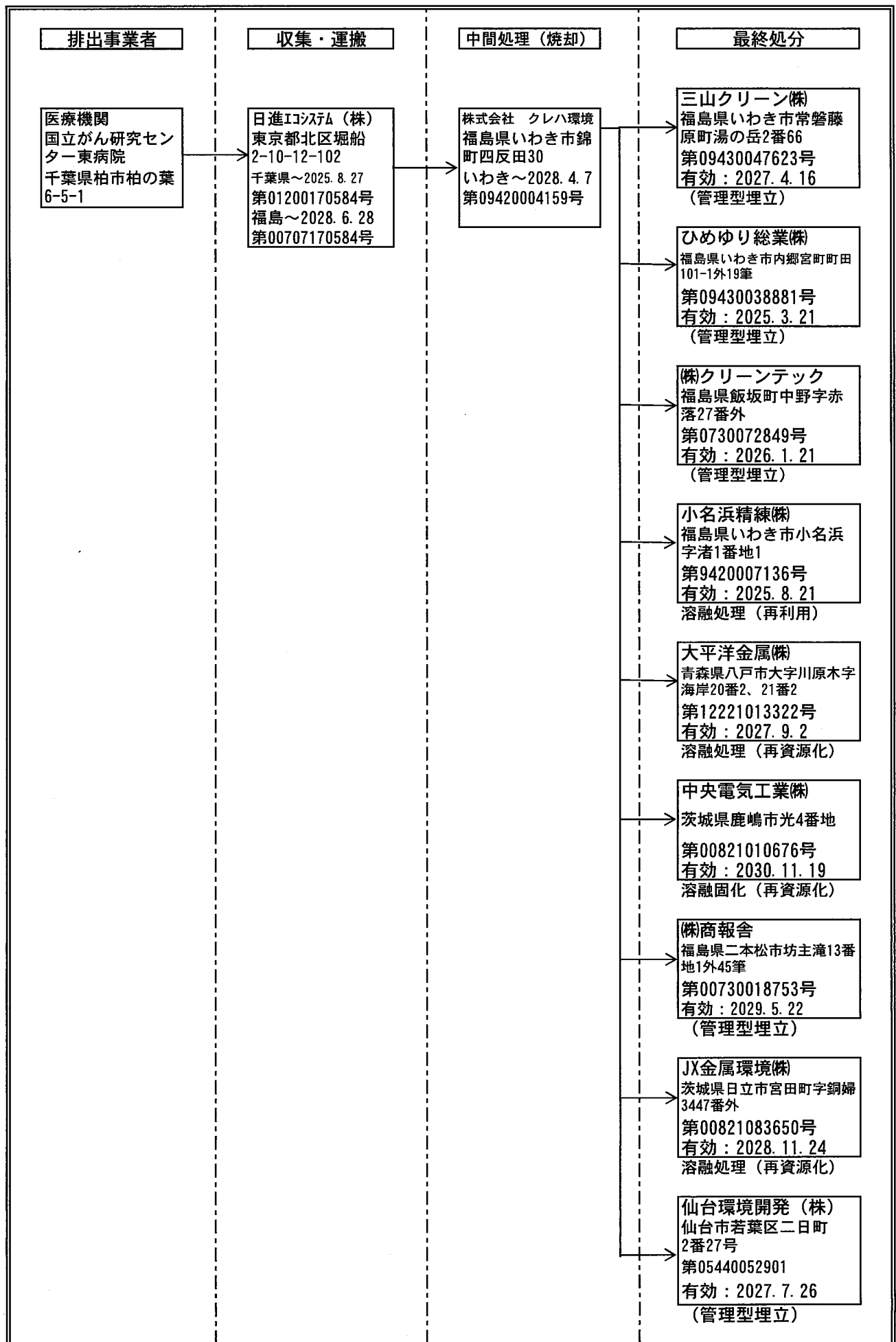
廃棄物処理システムフロー

(国立がん研究センター東病院／感染性廃棄物・廃プラスチック)



廃棄物処理システムフロー

(国立がん研究センター東病院／廃酸・廃油・廃アルカリ)



国立研究開発法人国立がん研究センター東病院
産業廃棄物対策組織図（廃棄物処理対策委員会）

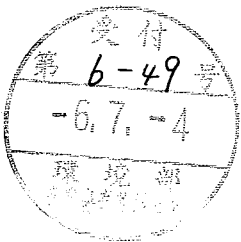


特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年7月4日

柏市長 殿

提出者
住 所 千葉県柏市柏の葉6-5-1
氏 名 国立研究開発法人
国立がん研究センター
院長 土井 俊彦
電話番号 04-7133-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国立研究開発法人国立がん研究センター
事業場の所在地	千葉県柏市柏の葉6-5-1
事業の種類	医療・福祉・病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	386.87 t	全処理委託量	386.87 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	386.87 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	394.694t 386.874t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 令和2年6月8日電子マニフェスト加入		

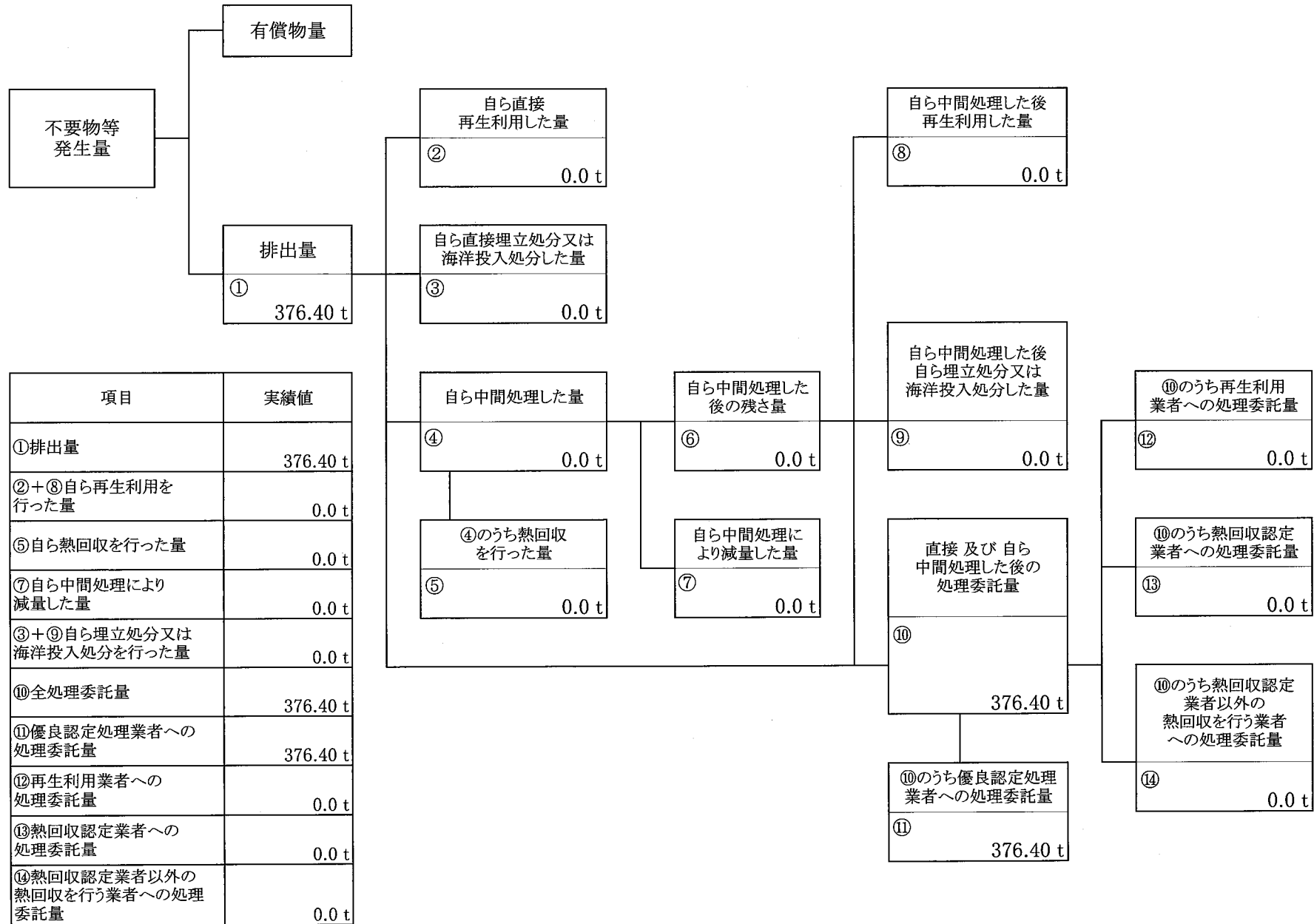
※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

感染性廃棄物

)



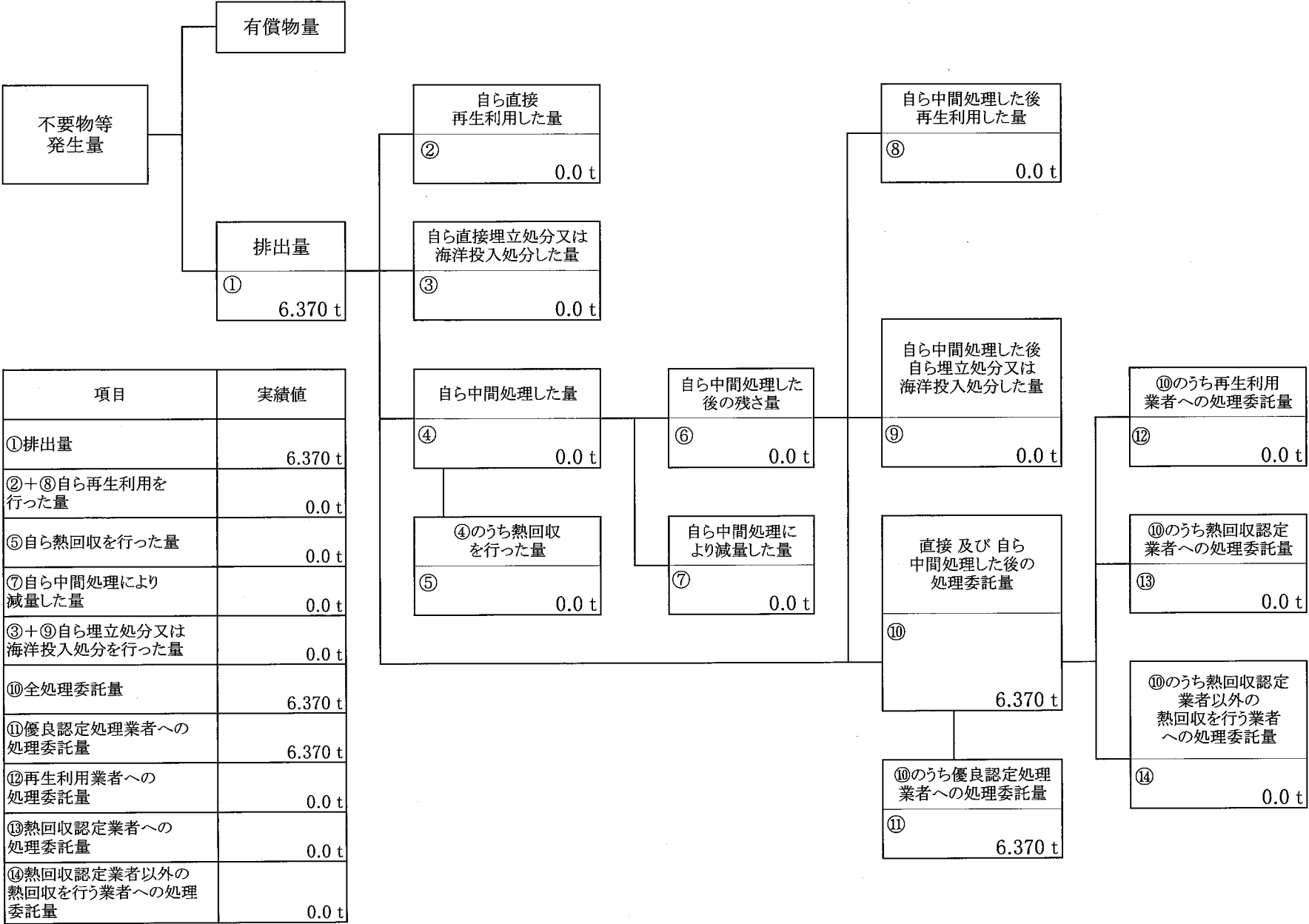
(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)

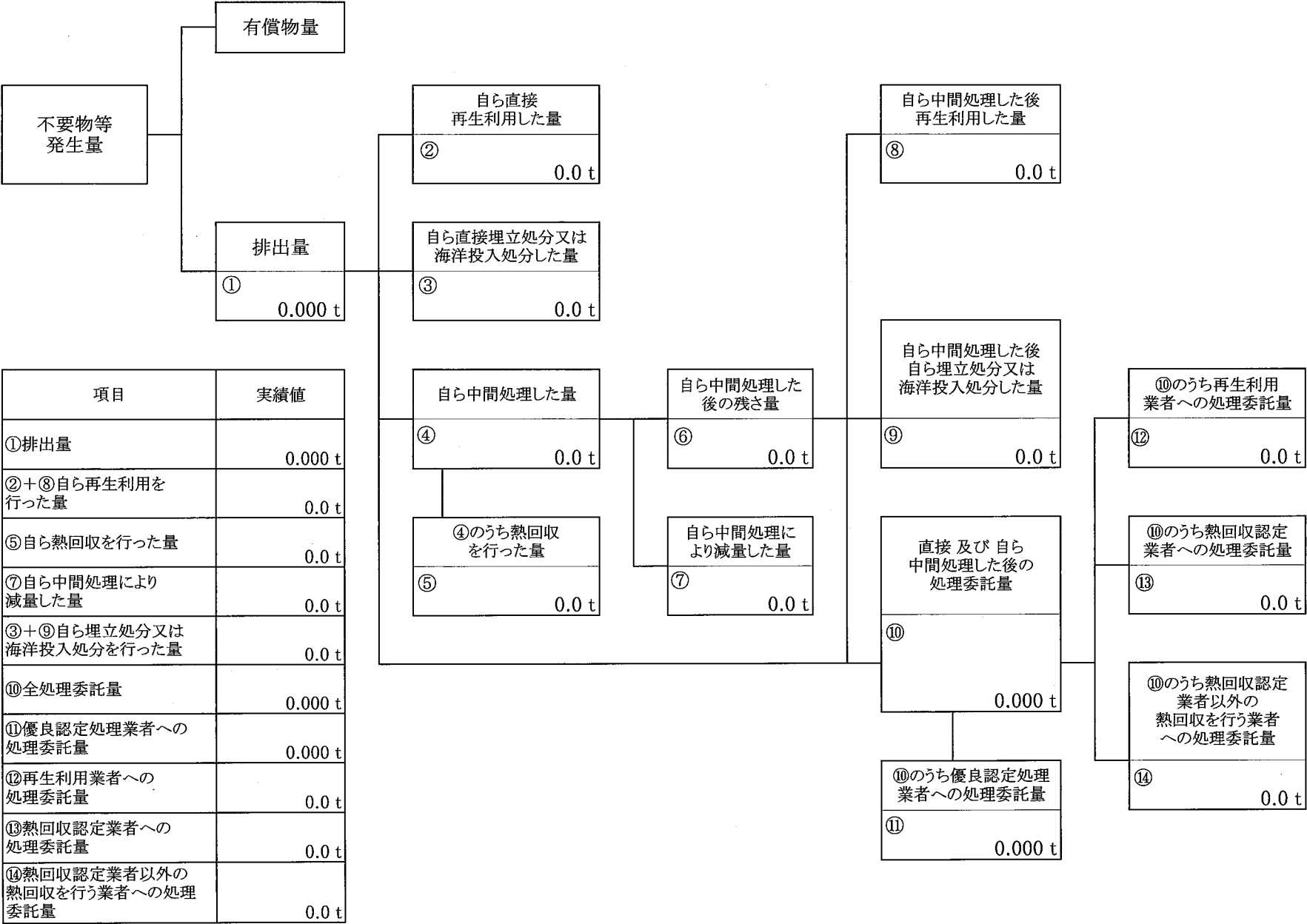


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃アルカリ(強アルカリ)

)

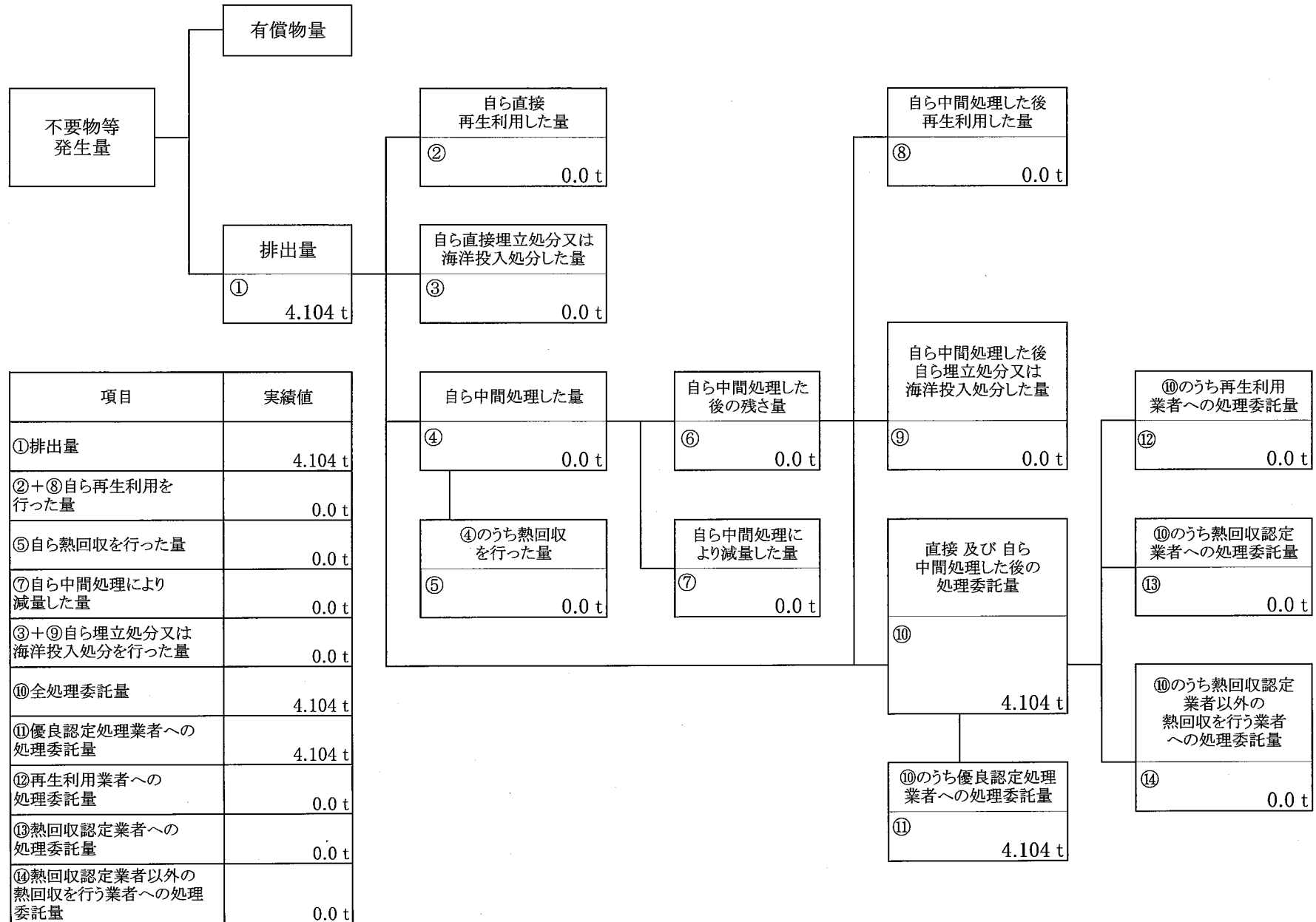


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)



(第3面)

備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。